

保育料の決定に関する市民税額等の見方

(あくまでも参考としてご活用ください。調整控除額等により変わる場合があります。)
 4月～8月分保育料は、前年の6月の市民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の市民税額をご参照ください。(【例】平成28年4～8月分保育料は、平成27年6月決定の市民税額)

保育料については、平成27年度から市民税の所得割額に基づいて決定されています。
 子ども・子育て支援制度では、保育料の決定にあたって、保護者の負担能力の判定に不要となる税の控除(住宅取得控除やふるさと納税等)を控除対象からはずすこととされています。そのため、市民税の決定通知における所得割額に記載されている金額ではなく、次の方法により判断してください。
 なお、平成30年度市民税額から、政令市の税率は8%(旧税率6%)となっていますが、保育料の決定については、旧税率6%で計算して決定します。

控除対象ではない税額控除

- ・寄付金税額控除
- ・配当割
- ・株式譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除
- ・配当控除

保育料を決定する市民税額

市民税額の決定において、税額控除で控除対象ではない税額控除が含まれるため、として示されている「税額控除前所得割額」を市民税所得割額として保育料金を確認してください。ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の「税額控除前所得割額」を合算してください。なお、この金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額などが控除されますが、概ね

税額決定通知書の見方

平成27年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)				税額算定の基礎となる金額		調整控除や住宅借入金等特別控除、その他の税額控除等の合計額											
所得	給与収入	5	436	629	主たる給与	総所得(3)	A-B	2	171	000	市	税額控除前所得割額(4)	130	260	受給者番号		
	給与所得	3	808	800	以外の合算	山林所得			0		民	税額控除額(5)	66	734			
	その他の所得計			0	所得区分	分離短期譲渡			0		税	所得割額(6)	63	500			
所得金額の総合計額				→	総所得金額(1)	分離長期譲渡			0		府	均等割額(7)	3	500	住		
所得控除	雑損			0	障・寡・勤	株式等の譲渡			0		民	税額控除額(5)	86	840	住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います		
	医療費	11	530		配偶者	上場株式等の配当			0		税	所得割額(6)	44	490	あなたの特別徴収税額を左記のとおり通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てをすることがあります。		
	社会保険料	543	663		配偶者特別	先物取引			0		額	均等割額(7)	1	500	を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内		
	小規模企業共済		0		扶養				0			特別徴収税額(8)	110	800	なお、処分の取消しの訴えは、書記官が、①異議申立てがあった日から3箇月		
生命保険料	70	000		基礎				0			控除不足額(9)	0	0	損害を避けるための緊急の必要があるとき			
地震保険料	22	000		所得控除合計(2)				193			既充当額(10)	0	0	前しの訴えを提起することができます			
(摘要)											既納付額(11)	0	0	平成27年5月20日			
住宅借入金等特別控除額(市民税)				58230円							差引納付額(15)-(10)-(11)	110	800	納6月分	9	600	9月
住宅借入金等特別控除額(府民税)				38820円							変更前税額(12)	-	-	付7月分	9	200	10月
所得控除の総合計額											増減額(8)-(12)	-	-	額8月分	9	200	11月
控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示											変更月		一月				

給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額) 給与から差し引かれる毎月の月割税額

保育料の決定に関する市民税額等の見方

保育料の決定にあたっては、「保育料の決定に関する市民税額等の見方」にも記載していますが、控除してはいけない税控除額があります。

納税通知書により保育料の市民税額を把握するには、納税通知書に添付されている「平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)」をもとに、保育料の決定において算定される市民税額を説明します。

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

市民税額として表示されている金額だけでは、保育料金は判定できません。
保育料の算定には、控除内容を確認する必要があります。

大阪市

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。
納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税証明書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。
賦課(課税)の根拠や税率などについては裏面をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2枚目、3枚目の課税証明書をご覧ください。

課税区	台帳番号	区分

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(㉑)	充当額(㉒)	差引納付額(㉓-㉔)	納期限
第1期	円	円	円	平成28年6月30日
第2期	円	円	円	平成28年8月31日
第3期	円	円	円	平成28年10月31日
第4期	円	円	円	平成29年1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
28年4月	円	円	円
28年6月	円	円	円
28年8月	円	円	円
28年10月	円	円	円
28年12月	円	円	円
29年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成28年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の支払者

平成29年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
29年4月	円
29年6月	円
29年8月	円

(あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、平成29年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。)
※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3割に分けて徴収することとなります。

平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計 ①	円	円	円
税調整控除額 ②	円	円	円
控除額等	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額 ④	円	円	円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円	円
外国税額控除額等 ⑥	円	円	円
③ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	円	円	円
差引所得割額(①-②)	円	円	円
均等割額 ⑩	円	円	円
年税額(③+⑩)	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村に対するもの	円
日本赤十字社・共済会に対するもの	円
条例により 大阪府・大阪市ともに指定	円
指定された 大阪府のみ指定	円
もの 大阪府のみ指定	円

合計税額の明細

	金額
年 税 額 ①	円
①のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額) ②	円
①のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) ③	円
うち仮特別徴収税額(平成28年4月~平成28年8月分)	円
うち本特別徴収税額(平成28年10月~平成29年2月分)	円
①のうち普通徴収税額(①-②-③) ④	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額 ⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑬)に充当する額 ⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	円
-------	---

保育料の決定にあたっては、
の「算出所得割の合計」 - の「調整控除額」

によって算出された金額をもとに、保育料金額表の所得割額として見てください。

- の配当控除額
- の住宅借入金等特別税額控除額
- の寄附金税額控除額
- の外国税額控除額等
- の配当割額・株式等譲渡所得割控除額

については、保育料を決定する所得割額の算定では控除してはいけないこととなっています。

平成30年度市民税額から、政令市の税率は8%となっていますが、保育料は、旧税率6%で計算しますので、決定通知に記載されている市民税額を8分の6に減額し、保育料の試算を行う

「保育料の決定に関する市民税額等の見方」にも記載していますが、ご夫婦ともに課税されている場合、ご夫婦の市民税所得割額の合算金額により保育料は決定します。

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除してはいけない控除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定する上で必要となる市民税の所得割額を算定することはできません。

なお、**配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方**については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することができます。

大阪市の財政局が作成している税額シミュレーションがありますので、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。
http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/osaka_top.html
給与所得の源泉徴収票をもとに試算

お手元に源泉徴収票をご用意いただいた上で、ご確認ください



あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

1枚目 平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	※区分	(受給者番号)				一部抜粋
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
控除対象配偶者	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数			
有	従有	老人	特定	老人	その他	特別	その他
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
(摘要)							
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額		
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除通用数	居住開始年月日(1回目)	平成 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)

入力が完了したら税額計算ボタンを押してください。

税額計算

住宅借入金等特別控除可能額は、保育料では控除しないため、入力しないでください。

必要な項目をすべて入力した上で、税額計算のカーソルをクリックすれば保育料を決定する上で必要な市民税所得割額が確認できます。保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

注意

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

ご夫婦ともに課税されている方は、ご夫婦の税額を合算して保育料は算定されます。

あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。